

概要版

印西市高齢者福祉計画 及び介護保険事業計画

平成24年度～平成26年度

平成24年3月

印西市

1 計画策定にあたって

高齢化が一層進展する中、高齢者が住み慣れた地域において、健康で生きがいをもって住み続けられるよう、また、一人で生活することが難しくなった場合には支援や介護を受け安心して生活できるよう、体制を整えていくことがますます重要になってきております。

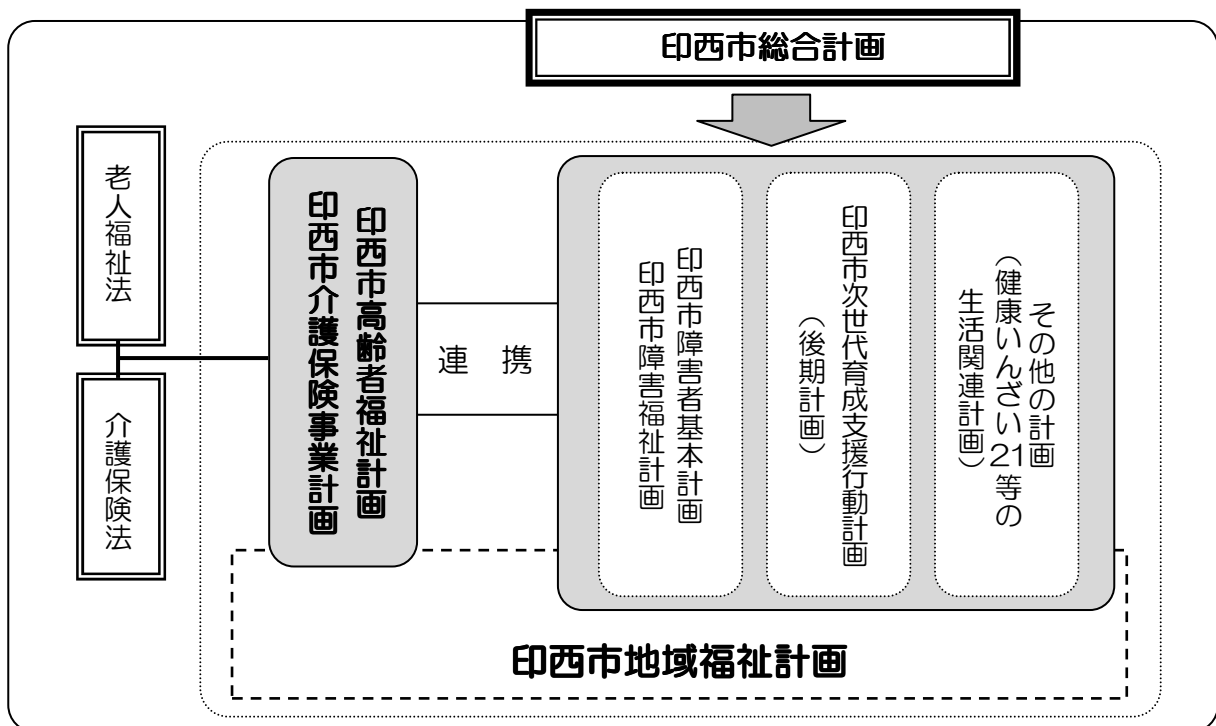
そのため、各市区町村は高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、事業を円滑に実施できる体制を整えることとされております。

本市では、平成22年3月に旧印旛村、旧本埜村との合併が行われており、今回、新たな「印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定して、元気な高齢者から要介護状態にある高齢者まで、地域でいきいきと安心して暮らすことができるように、健康づくりや介護予防活動を推進するとともに、高齢者の自主的な社会活動や生きがい活動を促進します。

2 計画の位置づけ・他計画との関係

印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画は、印西市総合計画の高齢者に係る保健・福祉部門を具現化した計画で、他の保健・福祉計画との連携及び整合しているものです。

また、福祉部門の上位計画である地域福祉計画と理念、方向性を共有する計画となります。



3 計画の期間

第5期計画の対象期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間とします。

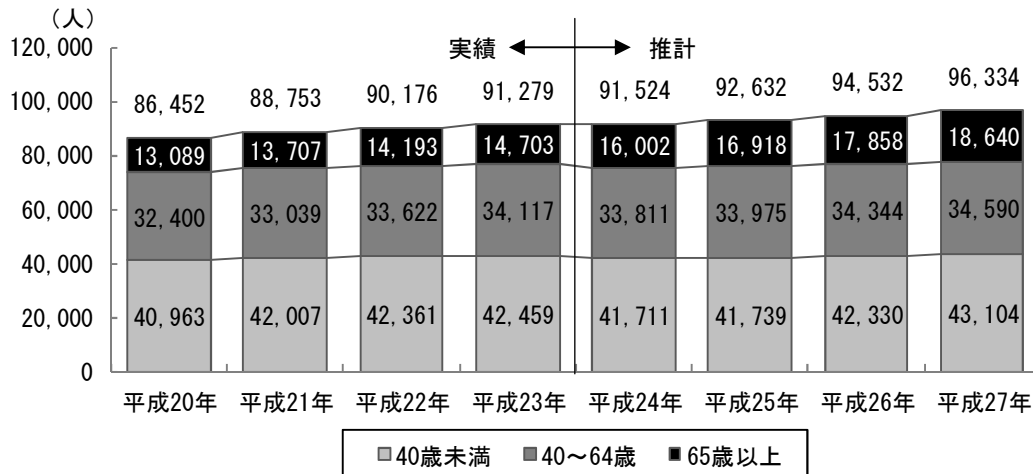
| 年度 | 平成21 | 平成22 | 平成23 | 平成24 | 平成25 | 平成26 |
|-------------------------|---------|------|------|---------|------|------|
| 印西市高齢者福祉計画 ・介護保険事業計画 | 第4期計画期間 | | | 第5期計画期間 | | |

4 高齢者人口の現状及び推計

(1) 人口の現状及び推計

総人口は、平成 23 年 10 月 1 日現在の実績人口 91,279 人から増加傾向にあり、平成 27 年 10 月 1 日時点では、96,334 人になると予測しています。

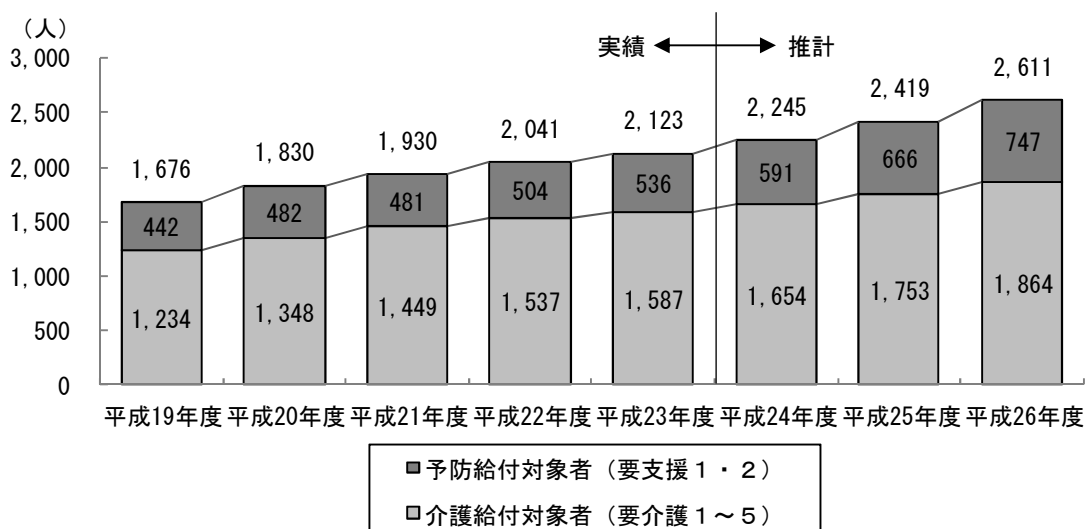
また、総人口の増加に伴い、高齢人口の増加も著しく、平成 23 年 10 月 1 日現在の実績高齢者人口 14,703 人から 3,937 人の増加が見込まれ、平成 27 年 10 月 1 日時点で 18,640 人になると予測しています。



※実績値は各年 10 月 1 日現在登録人口

(2) 要介護（要支援）認定者数の現状及び推計

要介護（要支援）認定者数は、第 1 号被保険者（65 歳以上）及び第 2 号被保険者（40 歳から 64 歳まで）を合わせて、平成 22 年 3 月末現在は 2,041 人、平成 23 年 8 月末現在は 2,123 人でした。今後の要介護（要支援）認定者数の推移、高齢者人口推計の伸び率、認定者の出現率等から、平成 24 年度は 2,245 人、平成 25 年度は 2,419 人、平成 26 年度は 2,611 人になると予測しています。

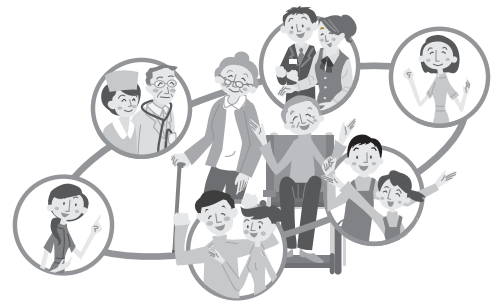


※実績値は各年度 3 月末現在。ただし、平成 23 年度は 8 月末現在。

5 施策の基本的方向

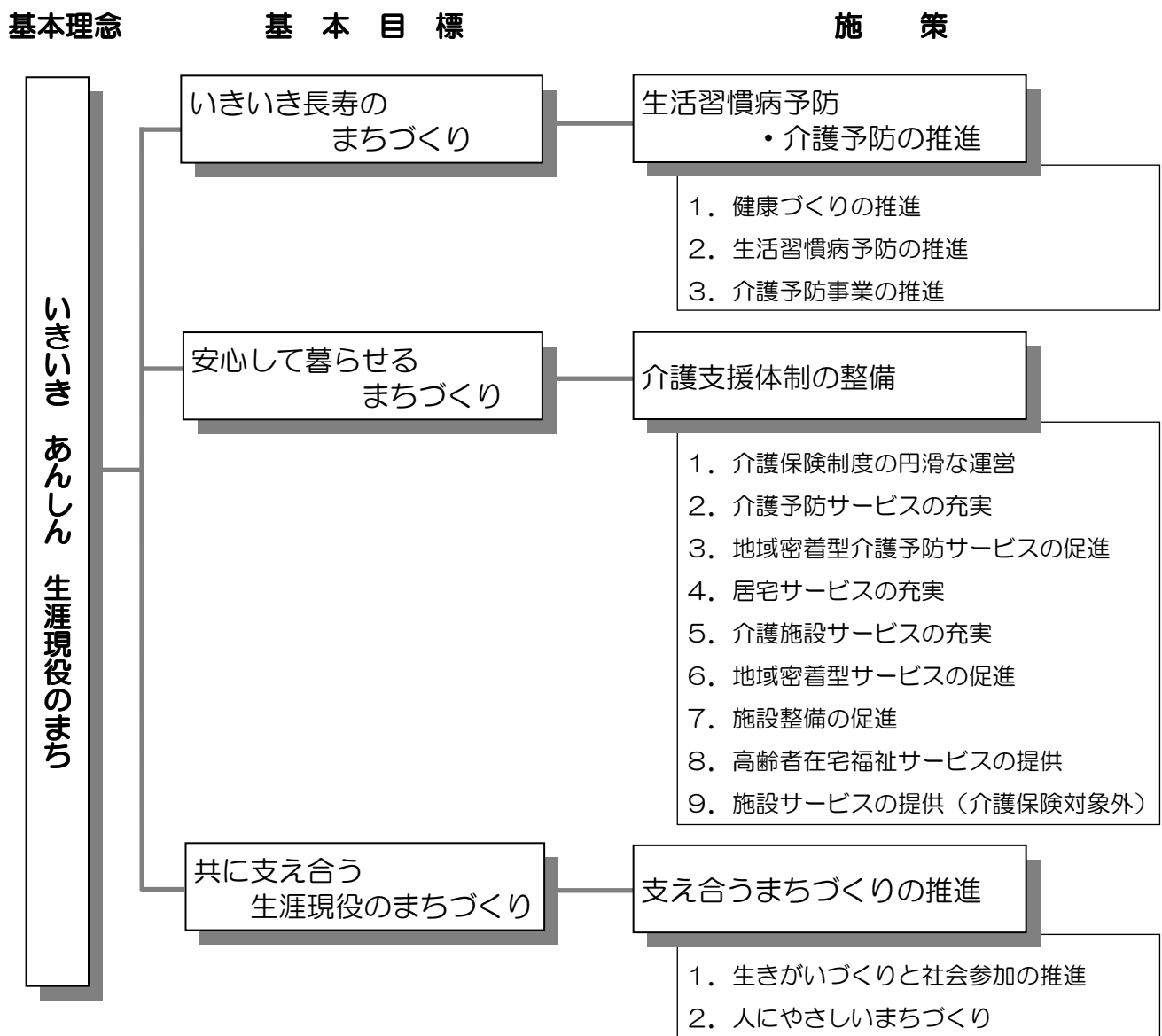
(1) 計画の基本理念

本市では、第4期印西市高齢者福祉計画・介護保険事業計画で掲げた「いきいき あんしん 生涯現役のまち」を引き続き基本理念とし、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができる地域社会の実現を目指します。



(2) 基本目標と施策

基本理念の実現に向け、3つの基本目標のもと、14の施策を展開します。



6 施策の推進及び重点的な取組

(1) 生活習慣病予防・介護予防の推進

■ 健康づくりの推進

- ◆健康づくりの実施体制の整備（「健康いんざい21」の推進）
- ◆歯科保健の啓発
- ◆健康生活コーディネート事業（ヘルスアップ教室）の実施
- ◆食育の推進
- ◆地区健康推進員の養成・育成



■ 生活習慣病予防の推進

- ◆健康手帳の交付
- ◆健康教育
- ◆健康相談
- ◆訪問指導
- ◆健康診査、がん検診等

■ 介護予防事業の推進

- ◆介護予防普及啓発事業
- ◆地域介護予防活動支援事業
- ◆二次予防事業の対象者把握事業
- ◆通所型介護予防事業
- ◆一次予防事業評価事業
- ◆二次予防事業評価事業

◎ 重点的な取組

① メタボリックシンドローム対策

国民健康保険の保険者として特定健康診査の受診率向上に努めるとともに、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者に対して、運動習慣の徹底と食生活の改善について行動目標を設定し、実践できるよう保健指導を行っていきます。

また、一次予防として、39歳以下コスモス健診等、若い世代から健康診査を受診できる体制を整えるとともに、出前健康講座等も実施し、生活習慣病予防や健康増進に関する正しい知識の普及を図ります。

② 要介護者の増加抑制（介護予防事業）

介護予防では、健康寿命の延伸、生活の質の向上を図り、要介護状態とならないよう支援する施策を推進します。具体的には、介護予防事業が必要と認められる高齢者（二次予防事業対象者）を抽出するため、65歳以上の人（要介護・要支援認定者を除く）を対象に基本チェックリストを実施し、対象者の把握に努めます。

また、運動器の機能向上や認知症予防をはじめ、口腔機能向上、栄養改善を目的とした事業もプログラムに取り入れ、一人でも多くの対象者の事業参加を促進し、市全体として要介護者の増加抑制を目指します。

(2) 介護支援体制の整備

■ 介護保険制度の円滑な運営

- ◆介護給付と予防給付の円滑な運営
- ◆地域密着型サービスの促進
- ◆適切な要介護（要支援）認定の実施
- ◆権利擁護事業の推進
- ◆介護サービス事業者の情報提供
- ◆介護サービス従事者の質的向上の促進
- ◆介護給付の適正化
- ◆情報提供・相談・苦情処理体制の強化
- ◆介護相談員の充実

■ 地域密着型介護予防サービス

- ◆介護予防小規模多機能型居宅介護

■ 介護予防サービスの充実

- ◆介護予防訪問介護
- ◆介護予防訪問入浴介護
- ◆介護予防訪問看護
- ◆介護予防訪問リハビリテーション
- ◆介護予防居宅療養管理指導
- ◆介護予防通所介護
- ◆介護予防通所リハビリテーション
- ◆介護予防短期入所生活介護
- ◆介護予防短期入所療養介護
- ◆介護予防特定施設入居者生活介護
- ◆介護予防福祉用具貸与
- ◆特定介護予防福祉用具販売
- ◆介護予防住宅改修
- ◆介護予防支援

■ 居宅サービスの充実

- ◆訪問介護
- ◆訪問入浴介護
- ◆訪問看護
- ◆訪問リハビリテーション
- ◆居宅療養管理指導
- ◆通所介護
- ◆通所リハビリテーション
- ◆短期入所生活介護
- ◆短期入所療養介護
- ◆特定施設入居者生活介護
- ◆福祉用具貸与
- ◆特定福祉用具販売
- ◆住宅改修
- ◆居宅介護支援

■ 介護施設サービスの充実

- ◆介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ◆介護老人保健施設
- ◆介護療養型医療施設

■ 地域密着型サービスの促進

- ◆認知症対応型通所介護
- ◆小規模多機能型居宅介護
- ◆認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ◆地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

■ 施設整備の促進

- ◆介護老人福祉施設（平成 25 年度に整備予定）
- ◆認知症対応型共同生活介護（平成 25 年度に整備予定）
- ◆認知症対応型通所介護（平成 24 年度に整備予定）

■ 高齢者在宅福祉サービスの提供

- ◆緊急通報装置設置等サービス
- ◆紙おむつ給付サービス
- ◆福祉カー貸付
- ◆福祉タクシー
- ◆ホームヘルパー（生活管理指導員）派遣事業
- ◆短期入所（生活管理指導短期宿泊）事業
- ◆日常生活用具給付等サービス
- ◆高齢者等居室等増改築・改造資金利子補給金
- ◆低所得利用者負担軽減対策事業
- ◆配食サービス
- ◆外出支援サービス

■ 施設サービスの提供（介護保険対象外）

- ◆養護老人ホーム
- ◆軽費老人ホーム
- ◆生活支援ハウス

◎ 重点的な取組

① 施設整備の促進

要介護者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援する体制を整えるため、本計画では、さらに地域密着型サービスの拠点が確保されるよう認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等の整備促進に努めます。

また、本計画期間では、入所待機者の解消に重点を置き、広域型の特別養護老人ホーム等の整備促進に努めます。



(3) 支え合うまちづくりの推進

■ 生きがいがづくりと社会参加の推進

- ◆学習機会の提供
- ◆生涯スポーツの充実
- ◆就労機会の提供
- ◆高齢者クラブへの支援
- ◆交流活動の充実

■ 人にやさしいまちづくり

- ◆福祉のまちづくりの推進
- ◆防災安全対策等の充実
- ◆ボランティア活動の推進

◎ 重点的な取組

① 地域ぐるみの見守り体制（孤立死、災害時等支援の取組）

印西市災害時等要援護者避難支援計画に基づき、災害発生時における要援護者への支援を適切かつ円滑に実施する体制の構築を図ります。そのため、要援護者の中で災害時の避難支援を希望し、支援者に個人情報を開示することに同意する人に印西市災害時等要援護者避難支援登録をしてもらい、その情報を関係機関で共有していきます。

② 介護支援ボランティア制度（介護予防と社会参加促進）

本計画期間において、平成22年7月より開始した介護支援ボランティアへの登録者数の増員及びボランティア活動を受け入れる施設の拡大を図ります。



7 平成 24 年度～平成 26 年度の介護保険料額

| 段階 | 対象者 | 保険料率 | 年間保険料額 () 内は月額 |
|--------------|--|----------|------------------------|
| 第 1 段階 | 生活保護受給者、又は住民税非課税世帯であり、かつ、老齢福祉年金受給者 | 基準額×0.40 | 20,160 円 (1,680 円) |
| 第 2 段階 | 住民税非課税世帯であり、かつ、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年額 80 万円以下の人 | 基準額×0.50 | 25,200 円 (2,100 円) |
| 特例 第 3 段階 | 住民税非課税世帯であり、かつ、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年額 80 万円を超え 120 万円以下の人 | 基準額×0.65 | 32,760 円 (2,730 円) |
| 第 3 段階 | 住民税非課税世帯であり、かつ、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年額 120 万円を超える人 | 基準額×0.75 | 37,800 円 (3,150 円) |
| 第 4 段階 | 住民税課税世帯であるが、本人は非課税であり、かつ、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年額 80 万円以下の人 | 基準額×0.85 | 42,840 円 (3,570 円) |
| 第 5 段階 | 住民税課税世帯であるが、本人は非課税であり、かつ、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年額 80 万円を超える人 | 基準額 | 50,400 円 (4,200 円) |
| 第 6 段階 | 本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合計所得金額が年額 125 万円以下の人 | 基準額×1.15 | 57,960 円 (4,830 円) |
| 第 7 段階 | 本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合計所得金額が年額 125 万円を超え 190 万円未満の人 | 基準額×1.25 | 63,000 円 (5,250 円) |
| 第 8 段階 | 本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合計所得金額が年額 190 万円以上 400 万円未満の人 | 基準額×1.35 | 68,040 円 (5,670 円) |
| 第 9 段階 | 本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合計所得金額が年額 400 万円以上 600 万円未満の人 | 基準額×1.50 | 75,600 円 (6,300 円) |
| 第 10 段階 | 本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合計所得金額が年額 600 万円以上 800 万円未満の人 | 基準額×1.65 | 83,160 円 (6,930 円) |
| 第 11 段階 | 本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合計所得金額が年額 800 万円以上 1000 万円未満の人 | 基準額×1.80 | 90,720 円 (7,560 円) |
| 第 12 段階 | 本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合計所得金額が年額 1000 万円以上の人 | 基準額×2.00 | 100,800 円 (8,400 円) |

印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画 (平成 24 年度～平成 26 年度) 概要版

発行：平成 24 年 3 月

編集：印西市健康福祉部 介護福祉課

TEL：0476-42-5111 (代表)

印西市マスコットキャラクター
「いんサイ君」

